

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畑明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)
地域名 (地域内農業集落名)	大長谷地区 (須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日、令和6年7月10日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は関川村に隣接し、国道290号線沿いの鍬江沢川流域に農地が広がる地域であり、集落営農組織1組織、認定農業者16人、その他農業者60人が水稲を中心とした農業経営を行っている。農地は中山間地域であるため、耕作条件の悪い農地があり、鳥獣被害も深刻である。また、担い手の高齢化も進んでおり、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。水稲中心の経営であるため、米価の低迷による影響が大きく、農業者の耕作意欲の減退、後継者不足が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農組織の法人化を進め、機械の共同利用、圃場整備事業の活用、鳥獣被害の受けにくい園芸作目の導入等に着手し、営農の効率化、耕作条件の改善、所得の向上を目指す。基盤整備事業を活用し、担い手が引き受けやすい環境づくりを行い後継者不足の改善を図っていく。ほぼ全体が中山間地域のため中山間地域等直接支払制度を活用し農道・水路等の保全を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	254.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254.52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江集落の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地域の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1組織、認定農業者16人、その他農業者60人が担う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集約化(団地化)の推進により農作業の効率化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業完了地あり。今後活用予定地あり。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・入作を希望する担い手の受入れを促進する。 ・集落営農の法人化を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・猟友会による個体数調整や農地及び周辺環境整備を行うことにより、鳥獣被害削減を目指す。
- ・ドローンなどスマート農業の省力化技術の導入により労働負担の軽減を図る。
- ・機械の共同利用等により営農の効率化を図る。